

○警察庁告示第一号

警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）の施行に伴い、並びに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。）第十五条第二項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以下「行政機関個人情報保護法施行令」という。）第二十六条第二項の規定に基づき、警察庁の保有する行政文書の開示に係る権限及び事務を委任する件（平成十三年警察庁告示第一号）及び警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件（平成十七年警察庁告示第二号）の一部を次のように改正し、その効力の発生する日を平成三十一年四月一日とすることとしたので、行政機関情報公開法施行令第十五条第三項及び行政機関個人情報保護法施行令第二十六条第三項の規定に基づき、告示する。

平成三十一年四月一日

警察庁長官 栗生 俊一

(警察庁の保有する行政文書の開示に係る権限及び事務を委任する件の一部改正)

第一条 警察庁の保有する行政文書の開示に係る権限及び事務を委任する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

[略]	中国四国管区警察局	[略]
	中国四国管区警察局長	

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表

[同上]	中国管区警察局	[同上]
四国管区警察局	中国管区警察局長	四国管区警察局長

(警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件の一部改正)

第二条 警察庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る権限及び事務を委任する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

[略]	中国四国管区警察局	[略]
	中国四国管区警察局長	

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表

[同上]	中国管区警察局	[同上]
四国管区警察局	中国管区警察局長	四国管区警察局長